

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく

## 「研削といしの取換え等の業務に係る特別教育」のご案内

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、研削といし取り換え等の業務を行う者は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育を受講し、その作業に就く必要があります。研削といしの取り換えと試運転作業は、安全な作業実施の基礎となりますので、ぜひこの機会に、関係する社員の方に受講していただきますようご案内いたします。

### 【教育内容】

定置式グラインダ、携帯用グラインダ並びに携帯用カッターなどの日常現場で使用されている自由研削用といしの取り換え又は取り換え時の試運転にかかる業務を実技を含めて学びます。

### 記

1 日 時 令和 6 年 10 月 23 日(水) 8:00~15:05

2 会 場 わたらせ技能講習センタ(足利市八柵町五反田103番地)

3 受講料 12,000 円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年8月1日(木)~10月9日(水) 定員30名

5 申込方法 協会ホームページからお申し込みください。

(申込用紙をダウンロード、必要事項を記入して協会あてメール又はファックスでお願いします)

### 【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL 73-6660 Fax 73-9555